

様式第 2 号

視察研修先	総務省 (衆議院第一議員会館)	氏名	佐藤 耕治
視察研修項目	地方自治の今後の在り方		

概要

総務省では、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき令和 2 年より 5 カ年間「地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる」「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」観点から、「地方への人の流れの創出」「地域経済の活性化」を軸に取組を強力に推進。

1. 地方への人の流れの創出

- ①地方と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大に向け、地方公共団体への支援や情報事例などの情報発信を実施。
- ②地域おこし協力隊の増員と起業や事業継承などを支援し、任期満了後の定住・定着を推進。

2. 地域経済の活性化

- ①地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を拡充。
- ②地域経済循環の拡大とともに災害時の自立エネルギー供給を可能とするシステムの構築推進。
- ③地域の資源と資金を活用して地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」を展開。民間事業者等の初期投資費用の支援。
地域資源を活かした持続可能な事業・行政による地域課題の代替となる事業・高い新規性・モデル性がある事業。

考察

本市においても関係人口は、今後大きく伸びていく要素があります。例えば、ふるさと納税者の方々へ寒河江を満喫できるツアー提供やこれまでのイベント参加者への情報発信など。

地域おこし協力隊の更なる魅力発信と定住や起業を願ってなりません。

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」は災害時の自立エネルギー供給を可能とする。このシステムは、事業者・工場、自治体が連携・役割分担することが大切だ。災害時には、避難所へエネルギー供給できるというシステム効果が得られる。暑い夏の冷房完備や寒い冬には暖房設備が整うことで市民の皆さんも安心して避難所へ向かうことができる。

また、地域における情報通信基盤等の環境整備が令和元年よりスタートし、4G/5G 携帯電話インフラ整備支援や地域での 5G 利活用が推進されており、「ICT インフラ地域展開マスタープラン」策定することを期待します。

様式第 2 号

視察研修先	総務省 (衆議院第一議員会館)	氏名	佐藤 耕治
視察研修項目	自治体病院の今後の在り方		
<p>概要</p> <p>地域医療構想</p> <p>○「医療介護総合確保推進法」により、平成 27 年 4 月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成 28 年度中に全都道府県で策定済。</p> <p>○「地域医療構想」は、2025 年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに 2025 年の医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。</p> <p>○都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」作成。平成 27 年 3 月に発出。</p> <p>1. 2025 年の医療需要と病床の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の 4 機能ごとに医療需要と病床の必要性を推計。 ・在宅医療等の医療需要を推計 ・都道府県の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計。 <p>2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策 (機能分化の病床数や看護師数の適正化・連携については地域医療構想調整会議で議論し調整を図る)</p> <p>公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の集計の結果において。</p> <p>○2015 年度病床数と 2025 年の病床の必要量を比較すると、「高度急性期＋急性期＋回復期」の全国の病床数合計は、89.6 万床から 90.7 万床と増加する。</p> <p>○公立病院・公的医療機関等の病床のうち、93%は、高度急性期・急性期・回復期であり、具体的対応方針における 2025 年のトータルの病床数見込みの評価は慎重に行う必要がある。</p> <p>考察</p> <p>地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針を決めなければならない。2025 年において達成すべき医療機能の再編、病床等、適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援が必要である。</p> <p>本市の市立病院について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象区域内に車で 20 分程度の場所に同等病院が存在することも課題である。 ○病床数により看護師数が決まってくるので適正病床数を考慮すべきである。 ○病床利用率は、平成 30 年度 74.6%となっているが、85%以上を目指すべきである。 ○一日の患者数を集め、病床を減らし、人件費を低くする。 			

様式第 2 号

視察研修先	第 3 9 回議員の学校 (たましん RISURU ホール)	氏名	佐藤 耕治
視察研修項目	2020 年度予算から見る地方財政の見通し		

◇すぐに役立つ予算審議 ～社会保障関係予算を中心に～◇

概要

1. 地方自治法と地方財政の現状

地方自治法 第一編総則 第一条の二

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

ここでいう「住民の福祉の増進」は、社会保障・社会福祉に限ったものではないものの、地方自治体の施策なかで社会保障・社会福祉は最も重要なものであり、歳出予算の中で最も大きな比率となっている。

住民の命・くらしを守る拠点が地方自治体にあり、すべての住民の権利保障をすべき責務がある。

2. 政府の 2020 年度一般会計予算案

○社会保障の比率が今後さらに伸びる。歳出で社会保障関係費 35.8 兆円。

○将来の社会保障給付の見通し。

75 歳以上になると他の世代に比べ、一人当たりの医療費や要支援・要介護認定率は大幅に上昇。2040 年にかけて、医療・介護費用は大きく増加していくことになる。この期間、20～64 歳の現役世代が大幅に減少することにも留意が必要。

3. 全世帯型社会保障検討会議

意欲ある高齢者に働く場を準備するため、65 歳以上への継続雇用年齢の引き上げに向けた検討を継続する。

健康・医療の分野では、平均寿命と健康寿命の差をできるだけ縮めるため、糖尿病・高齢者虚弱・認知症の予防に取組み、自治体の保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討する。(年金・労働・医療・予防・補給給付や介護保険、介護施設等)

○在職高齢年金制度での年金減額基準

60～64 歳は月収 28 万円超を月収 47 万円超に、65 歳以上は現状の月収 47 万円通り。

○財政と社会保障両方の持続可能性を確保するため、給付と負担の乖離の拡大を押しとどめ、そのバランスを回復させていくことが不可欠。団塊の世代が後期高齢者となっていく 2020 年度以降を見据え、これまで幾度となく議論されてきた改革を、速やかに実行していくべき。

4. 2020 年度社会保険保障関係予算

消費税率引上げにより社会保障充実が図られる。

○幼児教育・保育の無償化

○高等教育の無償化

○待機児童の解消(保育の受け皿拡大・保育士の処遇改善)

○年金生活者支援給付金の支給

○低所得高齢者の介護保険料の負担軽減と更なる強化

○予防・健康づくりの取り組みの抜本的強化（都道府県・市町村へ事業推進する交付金）

○医師の働き方改革の推進

○医療情報化支援基金の拡充

国民年金者生活支援給付金

月額で最大5千円となっており、抜本的な貧困対策にならない。

介護保険の保険料徴収段階は9段階、更に徴収段階を増やす必要がある。

5. 国民健康保険制度のインセンティブ交付金

2015年国保法改正により、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、市町村国保について「保険者努力支援制度」を創設し、糖尿病重症化予防などの取り組みの状況に応じて、交付金を交付する。

特に、健康指導による糖尿病重症化予防や歯科健診の配点割合を引き上げる。

○国保の保険者努力支援制度

人生100年時代を迎え、疾病予防・健康づくりの役割が増加。このため各般の施策に併せ、保険者における予防・健康インセンティブについても強化。（市町村分）

①予防・健康インセンティブの強化

②成果指標の拡大等

③法定外繰入の解消等

保険者共通の指標

①特定検診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

②特定検診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨の取組の実施状況

③糖尿病の重症化予防の実施状況

④広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取り組みの実施状況

⑤加入者の適正受診・適正服薬を促す取り組み

⑥後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況

考察

多くの課題もありますが、確認・調査をし、議会としても議論を重ね市民の皆さんに信頼の頂ける社会保障でなければなりません。

高齢化人口の増加や子育て支援による民生費の比率も高くなってきており、財政面・環境面からも寒河江市に住み続けて良かったと言われるようなまちづくりを展開してまいります。

◇地方自治の原則から組み立てる自治体の財政政策◇

概要

1. 地方自治の原則の確認—日本国憲法から

(1) 日本国憲法のえがく国民主権国家の基本目的

① 戦力不保持・交戦権の否認による恒久平和の実現

② すべての個人に対する基本的人権の保障

(2) 国家の目的を達成するための政府組織の規定

① 中央政府

②地方自治政府

広域的自治体(都道府県)

基礎的自治体(市町村)

(3)日本国憲法の定める政府機関の展開

2. 予算審議の基本

(1)財政は、政務の任務を達成するために行われる経済活動である。

優先順位

- 1 社会福祉、社会保障、公衆衛生
- 2 幼児教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツ・・・
- 3 自然・生活環境、住宅、交通機関、道路、公園・・・
- 4 地域の産業経済、労働、雇用、消費生活・・・
- 5 総合的政策、全県的・全国的・国際的な活動
- 6 行政・財政運営

(2)地方財政法から

この法律は、地方公共団体の財政の運営、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定め、もって地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達を資することを目的とする。

(3)地方自治体議会における予算審議の基本的な意義と任務

(4)議会と行政における住民への奉仕のための研究と研修の重要性

3. 現実的な再生の展開

都道府県別 地方交付税・個人住民税・法人税・地方消費税・固定資産税 人口一人当たり
税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成28年度決算)

都道府県順位	地方交付税 (※1)	個人・住民税	法人税	地方消費税	固定資産税
全国平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1位東京都	167.0	162.3	249.6	132.5	156.8
37位山形県	76.3	71.7	58.8	95.8	75.4
48位沖縄県	68.5	62.6	57.1	81.8	81.5
最大・最小の 格差倍率と差 額(※2)	2.4倍 38.6兆円	2.6倍 12.2兆円	6.1倍 6.3兆円	1.6倍 4.7兆円	2.3倍 8.9兆円

※1 地方交付税については、平成28年度決算における精算前の税収を平成28年度に適用される精算基準に基づき精算を行った場合の理論値である。

※2 上段の「最大/最小」は、都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税ごとの税収額であります。

考察

自治体の税収の比較では、地方交付税から個人市民税や県民税、法人税、地方消費税、固定資産税では大きな差が生じている。特に法人税の差が大きくなっている。

全国都道府県別交付金や市町村においても交付金の差が大きくなっている。

地方交付税の仕組み

基準財政需要額－基準財政収入額＝再現不足額→地方交付税額

基準財政需要額の算定－市町村の場合

人口を基準→消防費・公園費・下水道費・都市計画区域・その他の土木費
小中学校の生徒数・高校の生徒数、教職員数を基準→小中学校費、高等学校費
など、ほとんどが人口ベースとなって交付金が交付されている実情がある。

首都圏への一極集中から寒河江市へ、更なる移住・定住を推し進める努力をしなければならない。